サンシティ宝塚 重要事項説明書

記入年月日	2022年7月1日
記入者名	草野 祐二
所属・職名	支配人

1 事業主体概要

種類	個人/法人					
性規	※法人の場合、その種類	株式会社				
名称	(ふりがな) かぶしきがい	(ふりがな) かぶしきがいしゃはーふ・せんちゅりー・もあ				
石 777	株式会社ハーフ・センチュリー・モア					
主たる事務所の所在地	〒107-6030 東京都港区	赤坂1-12-32 アーク森ビル30F				
	電話番号	03-3505-6688				
連絡先	FAX番号	03-3505-6198				
生的儿	ホームページアドレス	http://www.hcm-suncity.jp/				
	メールアドレス	info@hcm-suncity.jp				
代表者	氏名	金澤 王生				
八衣名	職名	代表取締役社長				
設立年月日	ļ	昭和・平成 54年 5月 25日				

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さんしてぃたからづか					
	サンシティ宝塚					
所在地	〒665-0013	兵庫県宝塚市宝梅2-6-26				
	最寄駅	阪急今津線「逆瀬川」駅				
主な利用交通手段	交通手段と所要時間	①バス利用の場合 阪急バスで「光が丘北」行き6分、 「野上5丁目」停下車徒歩約4分(250m)				
		②タクシー利用の場合 乗車約5分(約1,200m)				
	電話番号	0797-76-5757				
連絡先	FAX番号	0797-72-6671				
建 裕尤	ホームページアドレス	http://www.hcm-suncity.ip/				
	メールアドレス	sc-takarazuka@hcm-suncity.jp				
左 · 田 ≠ ∠	氏名	草野 祐二				
管理者	職名	支配人				
建物の	竣工日	昭和·平成 17年 5月 31日				
有料老人ホーム	ム事業の開始日	昭和· 平成 17年 7月 25日				

(類型) 【表示事項】

- 1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

4)是冰土		
	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所兵庫県指定2871101446
1又は2に		(介護予防特定施設入居者生活介護事業所兵庫県指定2871101446)
	指定した自治体名	兵庫県
場合	事業所の指定日	2005年7月15日(2006年4月1日)
	指定の更新日 (直近)	2017年7月15日(2018年4月1日)

3 建物概要

建物做安	敷地面和			30	719 m²				
	从地面作	只	1 -	事業者が自ら戸		ス十批			
			-	事業者が賃借で					
			_	抵当権の有無		<u>1</u> あり	2 なし		
土地	 所有関係	玄		187二年47月7	<i>''</i>	1 あり	2 , , , ,		
	DIA KI	/ \		契約期間		(年月	日~	月 日)	
				大小7岁11月		2 なし	н ·	J H)	
				契約の自動見	E 杂户	1 あり	2 なし		
建物				全体	(利)	$\frac{1}{33,354 \text{ m}^2}$			
建物	延床面積	責	うた	<u>- 王</u> 帝 、老人ホーム	並 (人)	33, 35			
				<u>、 </u>	したい	55, 56	74111		
	 耐火構造	生.		m八座架物 售耐火建築物					
		旦		を同り、建築物での他()		
				大の他(失筋コンクリー	. 1. 1生)		
			— ¨	大肋コンクリー 失骨造	一一厂但				
	構造			大月垣 大造					
				r垣 その他 ()		
				ま業者が自らF	近右よ	ス建版)		
				事業者が賃借で					
			<u> </u>	抵当権の設定		<u>カーカり</u> 1 あり	2 なし		
	所有関係	系		18 二作"2000	_	1 あり	(2005年~2	(030年)	
				契約期間		2 なし			
				契約の自動見	F 新	<u>2 なり</u> 1 あり	2 なし		
			1 4	<u> </u>	C7171	1 0, ,	2 140		
	居室区分	4	lacksquare						
	【表示事項		最少		Ī		人部屋		
			最大		人部屋				
		١.	イレ	浴室	面	積(m²)	戸数・室数	区分※	
	Aタイプ	有		有/無		51. 16		一般居室個室	
	Bタイプ	有	/無	有/無	[53. 44~55. 72	55	一般居室個室	
	Cタイプ	有	/無	有/無		55. 84~58. 47	27	一般居室個室	
	Dタイプ	有	/無	有/無		55. 92	3	一般居室個室	
	Eタイプ	有		有/無	P	$63.78 \sim 67.37$	44	一般居室個室	
	Fタイプ	有		有/無		$63.78 \sim 67.37$	18	一般居室個室	
	Gタイプ	有	<u></u> /無	有/無		$74.23 \sim 76.42$	7	一般居室個室	
居室の状況		有	/無	有/無	'	76. 51	3	一般居室個室	
口土ツがル	Iタイプ	有	/無	有/無	-	70.31 $74.70\sim78.99$	36	一般居室個室	
	Jタイプ	有。	/ 無 / 無	有/無		78. 61	2	一般居室個室	
	Kタイプ	有	/ 無 /無	有/無		83. 01	9	一般居室個室	
	Lタイプ	有/	/ 無 /無	有/無		88. 38		一般居室個室	
	Lタイプ Mタイプ				c				
		有	/無 /無	有/無		$88.48 \sim 96.10$	3	一般居室個室	
	Nタイプ	有	/無 /無	有/無		91. 47		一般居室個室	
	0タイプ	有	/無 /無	有/無		96. 03		一般居室個室	
	Pタイプ	有。	/無 /無	有/無		71. 4	1	一般居室個室	
	NAタイプ	有	/無 /無	有/無		22. 33		介護居室個室	
	NBタイプ	有	/無	有/無		27. 21~29. 39	6	介護居室個室	
	NCタイプ	有	/無	有/無		21. 30~25. 05		介護居室個室	
	NDタイプ	有	/無	有/無		22. 52~24. 26		一時介護室	
※ 「一般居	室個室」「一点	般居室	相部屋	」「介護居室位	固室」	「介護居室相語	部屋」「一時2	介護室」の別を記入。	

	共用便所における	8ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	5ヶ所			
共用施設	便房	07 171	うち車椅子等の対応が可能な便房	5ヶ所			
共用旭政			個室	0ヶ所			
	共用浴室	2ヶ所	大浴場	1ヶ所			
			介護浴室	1ヶ所			
			チェアー浴	3つ (うち1つはシャワー浴)			
	共用浴室における	5つ	リフト浴	0ヶ所			
	介護浴槽	5,7	ストレッチャー浴	1ヶ所			
			その他(ステップ浴)	1ヶ所			
	食堂	1 あり	2 なし				
	入居者や家族が利 用できる調理設備	1 あり	2 なし				
		1 あり (国	車椅子対応)				
	エレベーター	2 あり (>	ストレッチャー対応)				
		3 あり (_	上記1・2に該当しない)				
		4 なし					
	消火器	1 あり	2 なし				
	自動火災報知設備	1 あり	2 なし				
消防用設備	火災通報設備	1 あり	2 なし				
等	スプリンクラー	1 あり	2 なし				
	防火管理者	1 あり	2 なし				
	防災計画	1 あり	2 なし				
その他	健康相談室、メール麻雀ルーム、アトリサンシティホール、フィットネスルーム来客者用駐車場、グアクティビティエリ※下線部の施設は利	エントランスロビー、エントランスラウンジ、ロビーラウンジ、フロント、メールルーム、ライブラリー、応接室、ビリヤードルーム、ショップ、アトリエ、ホール、レクリエーションルーム、クラブルーム、演奏室、ベール、ティーラウンジ、和室、庭園、ゲストルーム、トランクルーム、ルーム、温水プール、理美容室、入居者用駐車場、入居者用駐輪場で場、ケアステーション、ダイニング、多目的室、機能訓練室、介護浴室、イエリア、ラウンジサロン、他					

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に	胆士	Z	七仝	1
連呂に		0	力步	1

本事業は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの 提供に努めます。職員は、入居者が快適に生活できるよう援助すると共に、心身の 特性を踏まえて、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、援助 (介助)を行います。更に、地域との結びつきを重視し、総合的なサービスの提供に 努めるものとし、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

- ●24時間常駐の看護職員やスタッフが皆様の健康状態に速やかに対応し、協力医療機関と医療支援体制を整えています。(医療費は入居者の自己負担)
- ●疾病時、療養時には必要に応じて居室への配膳、洗濯、清掃などのサービスが受けられます。
- ●生活安全センサー、緊急コール、防災設備等を完備しており、また館内は バリアフリー (無段差設計) となっています。

サービスの提供 内容に関する特色

- ●館内に温水プール、ビリヤードルーム、ライブラリーなど快適な共用スペースを ご用意し、クリーンネス (清潔) の維持管理を徹底しています。 (一部参加任意の有料プログラムあり)
- ●さまざまなサークル活動の他、年間を通じさまざまな四季の催し物や講演会・ コンサートなどのイベントを開催します。 (サークル活動の実費、一部の参加任意のイベントは有料)
- ●食事(治療食を除く)は予約の必要がなく、セレクトメニューの中から お好きなものをお選びできます。
- ●疾病時、療養時、また糖尿病等で常時食事コントロールが必要な方のために 治療食を提供します。

入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
及事仍促供	委託先:株式会社オリンピア 委託内容:建物内レストランの運営、食事(治療食含む)の提供
	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯・掃除等の家事の提供	委託先:ファーストリネン株式会社 委託内容:洗濯サービス
	委託先:株式会社ミスター・クリーン 委託内容:建物の清掃、設備メンテナンス全般
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

(介護サービスの内容) ※特定	E施設人居者生活介	護の提供を行	つて	いない場	台は行	首略可能
	入居継続支援加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
	生活機能向上連携加算	(I)	1	あり	2	なし
	生	(II)	1	あり	2	なし
	伊川松公司法士宣	(I)	1	あり	2	なし
	個別機能訓練加算	(II)	1	あり	2	なし
	ADL等維持加算	(I)	1	あり	2	なし
	ADL守祉付加昇	(II)	1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算		1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算			あり	2	なし
特定施設入居者生活介護の	医療機関連携加算			あり	2	なし
加算の対象となるサービスの	口腔衛生管理体制加算			あり	2	なし
体制の有無	口腔・栄養スクリーニング加算			あり	2	なし
	科学的介護推進体制加算			あり	2	なし
	退院・退所時連携加算			あり	2	なし
	看取り介護加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1	あり	2	なし
	総和独界門グノ加昇	(II)	1	あり	2	なし
	2	(I)	1	あり	2	なし
	サービス提供 体制強化加算	(II)	1	あり	2	なし
		(III)	1	あり	2	なし
		1				

		(I)	1 7	あり	2	なし	
	△ # ☆ □	(Π)	1	あり	2	なし	
	介護職員 処遇改善加算 介護職員等 特定処遇改善加算	(Ⅲ)	1	あり	2	なし	
		(IV)	1	あり	2	なし	
		(V)	1	あり	2	なし	
		(I)	1	あり	2	なし	
		(Π)	1	あり	2	なし	
人員配置が手厚い介護サービス	1 あり	(介護・看護	職員	の配置率	國)	1. 5:1	
の実施の有無	2 なし						

(医療連携の内容)

(医療連携の内容))						
		1 救急車の	の手配				
医療支援	医療支援		2 入退院の付き添い				
※複数選択可		3 通院介見	助				
Wild Jacob	•	4 その他	(入院時の病室の訪問等(別添2,3))				
		名称	よしおかクリニック				
		住所	同一建物内診療所(別法人)				
	1	診療科目	内科、循環器内科、外科				
		協力内容	かかりつけ医として入居者の健康管理や診察にあたります。				
		名称	医療法人回生会 宝塚病院				
		住所	宝塚市野上2-1-2				
	2	診療科目	内科、循環器科、消化器内科、呼吸器科、外科、消化器外科、 整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科 他				
		協力内容	高度医療を必要とする場合の入院、外来、緊急時の対応に利用できます。				
		名称	兵庫医科大学病院				
	3	住所	兵庫県西宮市武庫川町1-1				
		診療科目	循環器内科、血液内科、肝・胆・膵内科、消化管内科、 脳神経内科、上部消化管外科、下部消化管外科、呼吸器外科、 整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、精神科神経科 他				
協力医療機関		協力内容	高度医療を必要とする場合の入院、外来、緊急時の対応、及び人間ドックに利用できます。				
	4	名称	医療法人尚和会 宝塚第一病院				
		住所	宝塚市向島町19-5				
		診療科目	内科、外科、整形外科・リウマチ科、脳神経外科、眼科、 泌尿器科、アレルギー科、糖尿病内科、ペインクリニック 他				
		協力内容	高度医療を必要とする場合の入院、外来、緊急時の対応に利用できます。				
		名称	住友病院				
		住所	大阪府大阪市北区中之島5-3-20				
	5	診療科目	一般内科、腎臓・高血圧内科、循環器内科、外科(消化器 外科・乳腺外科・一般外科)、心臓血管外科、呼吸器外科、 整形外科・人工関節センター・脊椎センター 他				
		協力内容	人間ドックに利用できます。				
		名称	医療法人社団正名会池田病院				
	C	住所	兵庫県尼崎市塚口町1-18-5				
	6	診療科目	内科(糖尿病専門)				
		協力内容	糖尿病疾患を中心とする内科診療に利用できます。				
•	<u> </u>		ı				

_								
	※いず	※いずれの医療機関も、医療費その他の費用は入居者の自己負担。						
		(但し、人間ドックの基本検査部分の一部の費用は、健康管理費で賄われます。						
		また、上記医療機関での人間ドックの他、兵庫予防医学協会の健診車がサンシティ						
		宝塚で実施する生活習慣病予防健診もご選択いただけます。						
	[_ ()場合の健診費用は全額健康管理費で賄われます])						
		名称	山口歯科診療所					
協力歯科医療機関 1		協力歯科医療機関 1 住所 西宮市田中町3-1 エイヴィスプラザ203号						
		協力内容	週1回、口腔ケアを含む往診歯科治療の実施					

(入居後に居室を住み替	える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能
入居後に居室を住み替え	1 一時介護室へ移る場合
る場合	2 介護居室へ移る場合
※複数選択可	3 その他 ()
判断基準の内容	(一時介護室へ移る場合) 管理運営規程で、一般居室で受けられる介護の範囲を定め、 介護支援委員会がそれを超えた介護が必要と判定した場合 (介護居室へ移る場合) 一時介護居室での介護が通算6ヶ月以上に及ぶか、もしくは 将来にわたり一般居室に戻ることが困難と判断された場合
手続きの内容	(一時介護室へ移る場合) 本人の意思を確認し、必要に応じて身元引受人の意見を聞いた上で、 一時介護室にて介護させていただきます。月額利用料は変わりません。 (介護居室へ移る場合) 事業者の指定する医師の意見と介護支援委員会の判定に基づいて、 ご本人の同意を得て、身元引受人の意見を聞いた上で、原則として 介護居室に住み替えていただきます。住み替えにあたっては新たな 入居一時金の費用負担はなく、月額管理費の変更もありません。
追加的費用の有無	 〈一時介護室へ移る場合〉 1 あり 2 なし 〈介護居室へ移る場合〉 1 あり 2 なし ○食費に、おやつ代として108円/日(税込)が加算されます。
居室利用権の取扱い	〈一時介護室へ移る場合〉 1 変更あり 2 変更なし 〈介護居室へ移る場合〉 1 変更あり 2 変更なし 一般居室の利用権は介護居室の利用権に振り替わります。
前払金償却の調整の有無	(一時介護室へ移る場合) 1 あり 2 なし 《介護居室へ移る場合) 1] あり 2 なし ○1人入居の場合は、一般居室の利用権は介護居室の利用権に振り替わり、差額精算をします。 ○2人入居の場合は、2人共介護居室に住み替えた時点で、一般居室の利用権が介護居室の利用権に振り替わり、差額精算をします。 (差額精算について) 入居者が、入居契約書第12条(介護)第4項の手続きを伴う介護場所の変更(住替え)を行う場合は、入居契約書表記居室の入居一時金に対する入居契約書第34条第1項の算式により算出した金額(以下「未償却残額」という。)によっては、介護居室への利用権変更に伴い調整返還金が発生する場合があります。1人入居で住替えた場合及び2人入居で2人とも住替えた場合は、一般居室の利用権は消滅し、新たに介護居室の利用権が生じます。 但し、未償却残額が介護居室の入居一時金に不足する場合でも、事業者は入居者にその差額を請求しません。 【調整返還金があった場合】 (1人入居の場合)介護居室の入居一時金を2,200万円とする。入居一時金未償却残額−2,200万円(2人入居の場合)介護居室の入居一時金を4,400万円とする。入居一時金未償却残額−2,200万円

	面積の増減	1	あり	2	なし
	便所の変更	1	あり	2	なし
	浴室の変更	1	あり	2	なし
	洗面所の変更	1	あり	2	なし
従前の居室	台所の変更	1	あり	2	なし
使削の店室 との仕様の 変更	その他の変 更	1	ありなし		(変更内容) 〈一時介護室へ移る場合〉 室内全体の仕様が異なります。 〈介護居室へ移る場合〉 一般居室から介護居室への住み替えの場合は 室内全体の仕様が異なります。 介護居室間での住み替えの場合、 面積は増減しますが、仕様の変更はありません。
		4	ル し		

(入居に関する要件)

(八百に因りの女件)									
	自立している者	1 あり	2 なし						
入居対象となる者	要支援の者	1 あり	2 なし						
	要介護の者	1 あり	2 なし						
	○満70歳以上(2人入居の	場合は両者とも	570歳以上)						
	○2人入居の場合は、原則	リとしてご夫婦カ	い、両者の関係が三親等以内の血族						
	または一親等以内の姻が	疾であること。							
	○身元引受人として定めるもの	のとします(条件、	義務等は入居契約書第37条、第37条-2参照)。						
	○事業者と入居者は、それ	いぞれの相手方	に対し、以下にあげる事項を確約する。						
	・自らが暴力団、暴力団関	係者若しくはこ	れに準ずる者又は構成員(以下、総称して						
	「反社会的勢力」という。))ではないこと							
留意事項	・自らの役員(業務を執行	する社員、取締	役、又はこれらに準ずる者をいう。)又は						
	身元引受人等が反社会	的勢力ではない	こと。						
	• 反社会的勢力に自己の	名義を利用させ	、この契約を締結しうるものではないこと。						
	・自ら又は第三者を利用し	て、次の行為を	としないこと。						
	ア 相手方に対する脅迫								
	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		以は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為						
	イ 協計又は威力を用いて相手力の行為又は業務を奶音し、又は信用を致損する行為 ※外部から介護棟への入居はできません。								
			。 入居者が2名の場合は両者とも死亡したとき						
契約の解除の内容	②事業主体から契約解除								
)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\									
	③入居者が契約の解除を事業者に申し入れ、契約解除を行ったとき								
	解約条項								
	解約条項 主か契約解除事由]							
	主な契約解除事由	」 項を記載する等	その不正手段により入居したとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事		学の不正手段により入居したとき マ理由かく しばしば遅滞するとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の	支払いを正当な	t理由なく、しばしば遅滞するとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的	支払いを正当な 施設の終身利り							
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した	支払いを正当な 施設の終身利り	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス)						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止	支払いを正当な 施設の終身利り とき 上又は制限され	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また	支払いを正当な 施設の終身利) とき と又は制限され は入居者の家	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 入居者自身 又は他の力	支払いを正当な 施設の終身利力 とき と又は制限され は入居者の家 、居者あるいは	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 入居者自身 又は他の力 おそれがあるとき、またに	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限されには入居者の家に居者あるいはる	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 入居者自身 又は他のプ おそれがあるとき、またに 接遇方法ではこれらを阿	支払いを正当な施設の終身利がとき 上又は制限されは入居者の家 は入居者の家は は他の入居者の よ他の入居者の	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 入居者自身 又は他のフ おそれがあるとき、またに 接遇方法ではこれらをり 6.入居者・身元引受人また	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限されは入居者の家 は入居者の家 、居者あるいはな は他の入居者へ は此することがて は入居者の家	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 入居者自身 又は他のプ おそれがあるとき、またに 接遇方法ではこれらを防 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限され は入居者の家 は他の入居者の は他の入居者の は他の入居者の はは大な支障を は重大な支障を	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 及居者自身又は他の力 おそれがあるとき、またに 接遇方法ではこれらを防 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また 7.入居者・身元引受人また	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限されは入居者の家はは人居者あるいはでは入居者がでは は他の人居者では は他の人居者では は上することがでは は五大な支障を は入居者の家族	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員						
事業主体から解約を	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 接遇方法ではこれらを防 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また あるいは他の入居者に対	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限されは入居者の入居者の入居者をしたといるととがは は他することがでは入居者の実はは入居者の家障をは入居者の家族は	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員 を継続し難いほどの背信行為を行ったとき						
事業主体から解約を 求める場合	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 及居者自身 又は他のフ おそれがあるとき、またに 接遇方法ではこれらを 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また あるいは他の入居者に対 又は背信行為を行うと合	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限され は入居者の入居者の はは入居者の入居者がは は此することがで は上するま者の家は は重大なする家族 はして、本契約を は理的に認めら	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員 を継続し難いほどの背信行為を行ったとき れるとき						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 接遇方法ではこれらを防 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また あるいは他の入居者に対 又は背信行為を行うと合 8.高齢者虐待防止法では	支払いを正当な施設の終身利別とき 上又は制限されは入居者の入居者の入居者の入居者がは は上、民者の入ことがは入居者の人に入居者をして、は、 は、工民者の実施は入居者の実施は、 は、正、本認められた。 は、正、大は、こ、大理的に、こ、人居者の人	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員 を継続し難いほどの背信行為を行ったとき れるとき 権の尊重、身体的拘束に伴う機能						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 法遇方法ではこれらを 6.入居者・身元引受人また 接遇方法ではこれらを 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また あるいは他の入居者に 又は背信行為を行うと合 8.高齢者虐待防止法では 低下や心理的な不安な	支払いを正当な施設の終身利用ときと又は制限された日本のといるとは、日本の人にといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員 を継続し難いほどの背信行為を行ったとき れるとき 権の尊重、身体的拘束に伴う機能 に拘束ゼロ運動の理念を考慮し、						
	主な契約解除事由 1.入居申込書に虚偽の事 2.月額の利用料その他の 3.入居契約書第3条(目的 第3項の規定に違反した 4.入居契約書第20条(禁止 5.入居者・身元引受人また 接遇方法ではこれらを 6.入居者・身元引受人また 支障をおよぼしたとき又 7.入居者・身元引受人また あるいは他の入居者に対 スは背信行為を行うと合 8.高齢者虐待防止法では で、身体的	支払いを正当な施設の終身利力ときと又は制限のによるといるとは間番のといるとは、居者の入ことをは、大きなのといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	定理由なく、しばしば遅滞するとき 用契約)第4項及び第4条(各種サービス) る行為)の規定に違反したとき 族・その他の関係者の言動及び要望等が 従業員の心身または生命に危害が及ぶ への有料老人ホームにおける通常の ごきないとき 族・その他の関係者が事業者への運営に を及ぼすおそれが合理的に認められるとき ・その他の関係者が事業者またはその従業員 を継続し難いほどの背信行為を行ったとき れるとき 権の尊重、身体的拘束に伴う機能						

	9.上記 3から 8については	、入居者自身、他の入居者あるいは事	事業者の従業員の						
	心身または他の入居者~	への本件サービスの提供に著しく悪影	響を及ぼすときは、						
	90日前に理由を示した書	90日前に理由を示した書面で申し入れ後、解約することができる。							
	※入居者及び身元引受人	(入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、上記1~							
	までの定めに関わらず、	催告することなく本契約を解除するこ	とができます。						
	·入居契約書第48条(反社会	会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反	する事実が判明したとき						
	・本契約締結後に反社会	(的勢力に該当したとき							
	・入居契約書第20条(禁	止または制限される行為)第1項第六	号から						
	第八号までの各号に掲	げる行為を行ったとき							
	(その他は入居契約書第29	9条を参照)							
	解約予告期間		90日間						
入居者からの解約予告期間			30日間						
体験入居の内容	1 あり(内容:1泊2日2億	ま付【朝・夕】5,500円(税込))	※原則2泊3日以内						
(中)(大)(古V)(Y)(古V)(Y)(古V)(Y)(日)(V)(Y)(日)(V)(Y)(日)(V)(Y)(日)(V)(Y)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)(H)	<u>2</u> なし								
入居定員			380人						
その他									

5 職員体制(2022年7月1日現在)

(職種別の職員数)

	職員数(実	人数)					骨勘 4	品質人粉		
	合計		常勤		非常勤		常勤換算人数 -※1 ※2			
管理者	1		1			0		1.0		
生活相談員	20		19			1		19. 9		
直接処遇職員	29		23			6	27.4	(内1名は自3	立者対応を兼務)	
介護職員	21		18			3		20. 1		
看護職員	8		5			3		7.3 (内1名は自立者対応を兼務)		
	職員数(実	職員数(実人数)						常勤換算人数		
	合計		常勤		非常勤		· 新到快昇八数 - ※1 ※2			
機能訓練指導員	2		2			0		2.0		
計画作成担当者	2		1			1		1.8		
栄養士	5	$\langle 5 \rangle$	5	$\langle 5 \rangle$	0	$\langle 0 \rangle$	5. 0	⟨5.0⟩ <	>は外部委託	
調理員	32	$\langle 32 \rangle$	7	$\langle 7 \rangle$	25	$\langle 25 \rangle$	17.0	⟨17.0⟩ <	>は外部委託	
事務員	事務員 3		3			0		3.0		
その他職員	57	⟨55⟩	15	$\langle 13 \rangle$	42	$\langle 42 \rangle$	33.0	⟨31.0⟩ <	>は外部委託	
1週間のうち、常	勤の従業者だ	ぶ勤務す	べき時間数	※ 2				40時	間	
※1 常勤換算人	数とは、当該	核事業所	の従業者の	勤務延		当該事業所	におい	て		

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において 常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を 常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

(資格を有している介護職員の人数)

Self C 13 o c c ost activities of the control of th								
	合計	合計						
		常勤	非常勤					
社会福祉士	0	0	0					
介護福祉士	18	15	3					
実務者研修の修了者	2	2	0					
初任者研修の修了者	8	7	1					
介護支援専門員	0	0	0					

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	1	1	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(20時~7時00分)								
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)						
看護職員	1人	看護職員・介護職員いずれか2人						
介護職員	3人	看護職員・介護職員いずれか2人						

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

(特定地設入店有主店并設等の提供体制)							
特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合	契約」	約上の職員配置比率 ※ 表示事項】			1.5:1以上 2:1以上 2.5:1以上 3:1以上		
(一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	実際の配置比率 (7月1日時点での利用者数:常勤換算職員数)					1.3:1	
※ 広告、パンフレット等	におり	ける記載内容に合致するもの	のを選打	尺			
外部サービス利用型特定						人	
ある有料老人ホームの介え	護サー	計明毛珠東光井の名称					
ビス提供体制 (外部サービス利用型特定施	設以						
外の場合、本欄は省略可能)		通所介護事業所の名称		•			

(職員の状況)

		他の職務との	他の職務との兼務 1 あり 2 なし							
管理者		WATER OF T	1 あり	ŋ						
官理名	1	業務に係る 資格等	資格	等の名称	全国有料老人	全国有料老人ホーム協会 施設長基礎研修 修了				
		東田寸	2 なし							
区分		看護	職員	介護	職員	生活	5相談員			
四刀		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
前年	度1年間の採用者数	4	1	2	2	1	0			
前年	度1年間の退職者数	5	0	8	1	0	0			
業務に	に従事した経験年数									
	1年未満	0	0	0	0	0	0			
	1年以上3年未満	0	0	0	0	7	0			
	3年以上5年未満	0	0	1	0	4	0			
	5年以上10年未満	0	0	10	2	6	1			
	10年以上	5	3	7	1	2	0			
			後能訓練指	算員		当者				
		常勤		非常勤	常勤		非常勤			
前年	度1年間の採用者数	0		0	1		0			
前年	度1年間の退職者数	0		0	0		0			
業務に	- 従事した経験年数									
	1年未満	0		0	0		0			
	1年以上3年未満	0		0	0		1			
	3年以上5年未満	0		0	0		0			
	5年以上10年未満	1		0	0		0			
	10年以上	1		0	1		0			
従業者	音の健康診断の実施:	伏 況	1 あり	2 なし						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

(1970年) 人民・万広/							
H / - 14-51-	ert file	1 利用権方式					
居住の権利形態		2 建物賃貸借方式					
		3 終身建物賃貸借方式					
		1 全額前払い方式					
		2 一部前払い・一部月払い方式					
利用料金のラ	支払い方式	3 月払い方式					
		1 全額前払い方式					
		4 選択方式 ※該当する方式を全て選択 2 一部前払い・一部月払い方式					
		3 月払い方式					
年齢に応じた	た金額設定	1 あり 2 なし					
要介護状態に応	芯じた金額設定	1 あり 2 なし					
入院等による	る不在時にお	1 減額なし					
ける利用料金		2 日割り計算で減額					
の取扱い		3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額					
利用料金の	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案					
改定	手続き	運営懇談会の意見を聴いたうえで入居者及び身元引受人等に事前に通知の後実施					

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラ	ン1 (、居)	プラン 2 (2人入居)									
要介 入居者の状況		要介護度	自立			自立									
八占七	1 V/1/\{)L	年齢				70歳以上	人上			70歳以上				
			床面積				51. 16 m²				51. 16 m				
居室の	/ 中泊		便所	1	有	2	無	1	有	2	無				
冶主v	71/1/L		浴室	1	有	2	無	1	有	2	無				
			台所	1	有	2	無	1	有	2	無				
入居時	寺点で』	必要な	前払金(入居一時金)	45, 100, 000円			55, 100, 000円								
費用(税込)		前払金(健康管理費)			5,	500,000円			11,	, 000, 000円				
月額費	費用の含	合計 (税込)				187,800円				375,600円				
	家賃			0円			0円								
		特定施訂	投入居者生活介護※1の費用	0円			0円								
	サ	^		\wedge	_		食費				69,000円				138,000円
	Ì	介護	管理費				118,800円				237,600円				
	ビス	保	介護費用				0円				0円				
	費用		光熱水費				実費				実費				
		※	その他	都度	払いサ	トービ	 ス有	都度	払いサ	.— Ľ	<u></u> ス有				
		۷	-C VJ刊E	(別添2,3	管理道	重営規	程を参照)	(別添2,3	管理道	[営規	程を参照)				

- ※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。
- ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は 同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	入居一時金の一部を月額で受領するもので、算定根拠は
	入居一時金に準じます。(別紙)
介護費用	健康管理費の一部を月額で受領するもので、算定根拠は 健康管理費に準じます。
	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用部分等の光熱水費、維持管理費、事務費、事務管理部門 及び生活サービス部門の人件費。
	※実費で提供するサービスは、介護サービス等の一覧表参照。
食費	人件費等の諸経費、食材費等に基づく費用。 朝食540円、昼食770円、夕食990円 (1日3食30日召し上がった場合で積算・税込) ※厨房管理運営費 月額21,600円(税込)/人が含まれます。 月間のご利用が税抜き20,000円に満たない場合は、喫食分に かかわらず21,600円~22,000円(税込)をお支払いいただきます。 (入院により丸1日不在の日が月間10日以上ある場合を除く)
光熱水費等	実費負担
利用者の個別的な選択による サービス利用料	別添2,3・管理運営規程を参照
その他のサービス利用料	NHK等の放送受信料、電話、インターネット等の通信費も入居者負担

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	基本報酬、及び前掲の加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	健康管理費の算定根拠に準じます
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)

「おおまり入後が	
	入居一時金(家賃相当額の前払い金・非課税)
費目	1人入居 3,200万円~13,240万円
	2人入居 4,200万円~14,240万円
算定根拠	老人福祉法令に基づき、全国有料老人ホーム協会の 試算プログラムにより算定 (別紙)
想定居住期間(償却年月数)	180ヶ月の実日数
償却の開始日	入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備え て受領する額(初期償却額)	4,800,000円~21,360,000円
初期償却率	15%

		入居一時金- (1日当たり利用料×入居期間)
	入居後3月以内の契約終了	※1日当たり利用料は、入居一時金のうち初期償却相当額を除いた部分を、ひと月三十日として償却月数で割り返した額です(小数点以下切り捨て)。尚、初期償却相当額については全額返金します。※入居者が2名の場合で、そのうち1名が解約した場合又は死亡による契約終了の場合は、追加入居一時金を対象とします。※入居期間は、入居日から契約終了日までの実日数とします。
返還金の算定方法	入居後3月を超えた契約終了	入居一時金×0.85÷入居一時金償却期間の日数 ×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 (入居者が2名の場合でそのうち1名が死亡または退去した場合) 追加入居一時金×0.85÷追加入居一時金償却期間の 日数×二人入居契約終了日から償却期間満了日まで の実日数 【調整返還後契約が終了した場合】 調整返還後の入居一時金の未償却残額÷入居一時金 償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 (入居者が2名の場合でそのうち1名が死亡または退去した場合) 追加入居一時金×0.85÷追加入居一時金償却期間の 日数×二人入居契約終了日から償却期間満了日まで の実日数
	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
芸也 人 の 四	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
前払金の保 全先	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)

費目		健康管理費		
		550万円(税込・1人)		
算定根拠		550万円(税込・1人) ○当該金額は、費用設定時の長期推計額です。 内訳は、 1. 健康相談、健康診断(年2回まで)の 費用として 550千円。 2. 入居者に対して、緊急、臨時的、又は、一時的に 入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上 の世話、機能訓練及び療養上の世話に要する 費用、並びに特定施設入居者生活介護等のサービスのため、看護・介護職員を手厚く配置する場合 及びその準備に要する費用として4,950千円。 3. 上記2の費用は、費用設定時において、人員配置して提供する介護サービスのうち、介護給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない和に充当するものとして合理的な算定根拠に基づいて算出されています(要介護者等 1.5 人に対し、週40時間換算で看護・介護職員 1人以上)。 ○健康管理費は、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定し、その算定根拠は別紙で示します。 ○当該金額は、老人福祉法第29条第6項で定める受領が禁止される権利金又は対価性のない金品に該当しません。		
想定居住期間	間(償却年月数)	180ヶ月の実日数		
償却の開始し	=	入居日の翌日		
	間を超えて契約が継続する場合に備え 領(初期償却額)	825, 000円		
初期償却率		15%		
返還金の算 定方法	入居後3月以内の契約終了	一人当たりの健康管理費-(1日当たり利用料×入居期間) ※1日当たり利用料は、健康管理費のうち初期償却相当額を除いた部分を、ひと月三十日として償却月数で割り返した額です(小数点以下切り捨て)。尚、初期償却相当額については全額返金します。 ※入居者が2名の場合で、そのうち1名が解約した場合又は死亡による契約終了の場合は、1人当たりの健康管理費を対象とします。 ※入居期間は、入居日から契約終了日までの実日数とします。		
	入居後3月を超えた契約終了	一人当たりの健康管理費×0.85÷健康管理費償却 期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの 実日数		
	1 連帯保証を行う銀行等の名称			
前払金の保	2 信託契約を行う信託会社等の名称			
利払金の保 全先	3 保証保険を行う保険会社の名称			
	4 全国有料老人ホーム協会			
	5 その他(名称:)		

7 入居者の状況(2022年7月1日現在)

(入居者の人数)

사무다	男性	98人
性別	女性	198人
	65歳未満	0人
左點即	65歳以上75歳未満	18人
年齢別	75歳以上85歳未満	103人
	85歳以上	175人
	自立	260人
	要支援 1	0人
	要支援 2	2人
	要介護 1	0人
要介護度別	要介護 2	4人
	要介護 3	11人
	要介護 4	10人
	要介護 5	9人
	区分変更中・長期入院中	0人
	6ヶ月未満	4人
	6ヶ月以上1年未満	8人
入居期間別	1年以上5年未満	59人
八石州间加	5年以上10年未満	111人
	10年以上15年未満	54人
	15年以上	60人

(入居者の属性)

平均年齢	85. 7	歳
入居者数の合計	296	人
入居率※	定員380名に対し 77.9% 一般居室265戸に対し(231戸) 87.	2%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除し	して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む	0

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
退居先別の人数	医療機関	0人
	死亡者	15人
	その他	0人
生前解約の状況		0人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
		1人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		住環境が合わなかったため

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		サンシティ宝塚(支配人:草野)	㈱ハーフ・センチュリー・モア コールセンター
電話番号		0797-76-5757	0120-630-950
	平日	9:00~17:00	9:00~17:00
対応している時間	土曜	9:00~17:00	-
	日曜・祝日	9:00~17:00	-
定休日		なし	土日祝日、年末年始
窓口の名称		公益社団法人 全国有料老人ホーム協会	宝塚市健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課
電話番号		03-3548-1077	0797-71-1141
	平日	10:00~17:00(月・水・金曜日)	9:00~17:30
対応している時間	土曜	-	-
	日曜・祝日	-	-
定休日		火・木・土・日曜日、祝日、年末年始	土日祝日、年末年始
窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談係	兵庫県 阪神北県民局県民生活部 宝塚健康福祉事務所 監査指導課
電話番号		078-332-5617	0797-61-5174
平日		8:45~17:15	8:45~17:30
対応している時間	土曜	_	-
	日曜・祝日	_	-
定休日		土日祝日、年末年始	土日祝日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況		あり		(その内容) (公社)全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入。サービス提供上で事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、事業者に過失がある場合には賠償します。
	2	なし		
介護サービスの提供により賠償すべ	1	あり		(その内容) 事故対応マニュアルに基づく
き事故が発生したときの対応	2	なし		
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2	なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等	1	あり	実施日	投書による受付窓口:意見箱 ※毎月定期懇談会、年1回総会を 開催し、議事録を配布。 直近の開催日:2022年6月21日
を把握する取組の状況			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		
第三者による評価の実施			実施日	平成24年12月14日
状況	1	あり	評価機関名称	全国有料老人ホーム協会
			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		

9 入居希望者への事前の情報開示

7 (10 10 ± 11 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
- H	1 入居希望者に公開
入居契約書の雛形	2 入居希望者に配布
	3 公開していない
	1 入居希望者に公開
管理規程	2 入居希望者に配布
	3 公開していない
	1 入居希望者に公開
事業収支計画書	2 入居希望者に配布
	3 公開していない
	1 入居希望者に公開
財務諸表の要旨	2 入居希望者に配布
	3 公開していない
	1 入居希望者に公開
財務諸表の原本	2 入居希望者に配布
	3 公開していない

10 その他

	1	あり				(開催頻度)	年12回	(内1回は総会)	
運営懇談会									
			代替措置	置あり		(内容)			
		2	代替措置	置なし					
-ムへの移行	1	あり(提携ホー	ーム名:)	
項】	2	なし							
ホーム設置時の老	1	あり	2	なし					
	1	あり	2	なし					
は備」に合致しない事									
↑致しない事項がある									
55章「既存建築物等	1	適合し	ている	(代替措	i置)				
活用の特例」への	2				改善	計画)			
自合性	3	適合し	ていない	<i>(</i>)					
*料老人ホーム設置 !指針の不適合事項	1	あり	2	なし					
、適合事項がある場 への内容									
	ムへの移行 項】 ホーム設置時の老 第29条第1項に規 出 料老人ホーム設置 指針第4章「規模及 備」に合致しない事 致しない事項がある 合の内容 55章「既存建築物等 所活用の特例」への i合性 料老人ホーム設置 指針の不適合事項 適合事項がある場	Aへの移行	2 なし 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 なし	会2なし1代替措置なり 2代替措置なしムへの移行 項】1あり (提携ホーム名: 2ホーム設置時の老 第29条第1項に規出1あり 2なし料老人ホーム設置 指針第4章「規模及 備」に合致しない事項がある。 合の内容1あり 2なしジ章「既存建築物等 活用の特例」への i合性1適合している (代替措置を 2適合している (将来の 3適合していない料老人ホーム設置 指針の不適合事項1あり 2なし	会 2 なし 1 代替措置なり 2 代替措置なし 2 なし よへの移行 1 あり (提携ホーム名: 2 なし ホーム設置時の老 第29条第1項に規 出 1 あり 2 なし 料老人ホーム設置指針第4章「規模及備」に合致しない事項がある合の内容 1 適合している(代替措置)2 適合している(将来の改善活用の特例」への信合性 1 適合している(将来の改善活用の特例」への信合性 1 適合していない 料老人ホーム設置指針の不適合事項 1 あり 2 なし 適合事項がある場 2 なし	会 2 なし 1 代替措置あり (内容) 2 代替措置なし よへの移行 1 あり (提携ホーム名: 項】 2 なし ホーム設置時の老 第29条第1項に規 出 1 あり 2 なし 料老人ホーム設置 指針第4章「規模及 備」に合致しない事 の内容 1 あり 2 なし 一致しない事項がある 合の内容 1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない 料老人ホーム設置 指針の不適合事項 1 あり 2 なし 適合事項がある場 2 なし	会 2 なし 1 代替措置なり (内容) 2 代替措置なし 1 あり (提携ホーム名: 立への移行 1 あり (提携ホーム名: 項】 2 なし ホーム設置時の老 第29条第1項に規 出 1 あり 2 なし 料老人ホーム設置指針第4章「規模及備」に合致しない事項がある合の内容 2 なし 活声「既存建築物等の活用の特例」への合性 2 適合している(代替措置) 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない 料老人ホーム設置指針の不適合事項 1 あり 2 なし 適合事項がある場 2 なし	会 2 なし 1 代替措置かり (内容) 2 代替措置かし ムへの移行 1 あり (提携ホーム名:) 項】 カリ (提携ホーム名:) まつより業別項に規出 1 あり (表している:) 料老人ホーム設置指針第4章「規模及備」に合致しない事項がある場合の内容 1 適合している(代替措置) 1 適合している(将来の改善計画) 適合していない 料老人ホーム設置指針の不適合事項 1 あり (2) なし 第音事項がある場 2 なし

添付書類: 別添1:事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

別添2:入居者の個別選択によるサービス一覧表

別添3:介護サービス等の一覧表

別添4:介護保険サービスの自己負担額 別添5:入居一時金の「算定根拠」について

以上の内容について、老人福祉法第29条第5項の規定に基づく書面による説明を受けました。 説明年月日 年 月 日 説明を受けた者 入居者1 ※様 入居者2 ※様 身元引受人 ※様 静元引受人 ※様 説明した場所 説明した者 所属 職名 氏名					
説明を受けた者 入居者 1 ※様 入居者 2 ※様 身元引受人 ※様 説明した場所 説明した者 所属 職名	以上の内容について	、老人	福祉法第	第29条第5項の規定に基づく書面による説明を受けました。	
入居者 1 ※ 様 入居者 2 ※ 様 身元引受人 ※ 様 説明した場所 説明した者 所属 職名 所属 職名	説明年月日	年	月	日	
※ 様 入居者 2 様 身元引受人 様 説明した場所 説明した者 所属 職名	説明を受けた者				
※ 様 入居者 2 様 身元引受人 様 説明した場所 説明した者 所属 職名	入居者 1				
※ 様 身元引受人 様 説明した場所 説明した者 所属 職名					
※ 様 身元引受人 様 説明した場所 説明した者 所属 職名	入居者 2				
※説明した場所説明した者所属職名				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
説明した場所 説明した者 所属 職名	身元引受人				
説明した者 所属 職名	*			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
所属職名			説	説明した場所	
職名			説	ヴ明した者	
職名				所属	
				- У Н	

[※] 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

介護サービスの種類		本業所の名称	所在地	
<居宅サービス>			L	<u>I</u>
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		伊丹市車塚1-32-7
	あり	なし	サンシアイダリー神戸	神戸市中央区脇浜海岸通2-3-5
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>	-//	<u> </u>		ı
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護		なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>			<u> </u>	L
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護		なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導		なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		伊丹市車塚1-32-7 神戸市中央区脇浜海岸通2-3-5
↑ ↑護予防福祉用具貸与	あり	なし	ックシティグソ一种尸	TT厂川中大區爀供供戶理2-3-5
特定介護予防福祉用具販売		なし		
<地域密着型介護予防サービス>			•	•
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
J. 皮界食主色原肥収	a)リ	14 し		l

入居者の個別選択によるサービス一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着	なし あり									
	特定施設入居		個別の利用							
	費で、実施す					都度	<u></u>	「※」:自立者へ「健康管理費」で提供		
A all	(利用者一部	負担※1)			※ 2	※ 2	料金※3 (税込)	する一時的介護サービス		
介護サービス										
食事介助	なし	あり	なし	あり				随時、保険給付+健康管理費で実施 ※ 随時、保険給付+健康管理費で実施 ※		
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり						
おむつ代			なし	あり		0	実費負担	実費負担		
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり		0	週4回以上で 清拭770円/回(20分) 一般浴1,210円/回(30分)	希望により週3回まで保険給付+健康管理費で ※ 実施し週4回目以降は実費		
特浴介助	なし	あり	なし	あり		0	週4回以上で 1,210円/回(30分)	希望により週3回まで保険給付+健康管理費で 実施し週4回目以降は実費		
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で必要に応じ実施 ※		
機能訓練	なし	あり	なし	あり				個別の状況に応じ保険給付+健康管理費で 実施 ※		
通院介助(指定医療機関及び対 応範囲の医療機関※4)	なし	あり	なし	あり				必要に応じ保険給付+健康管理費で実施 ※		
通院介助 (※4以外の医療機関)	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分+交通費実費 ※5	実費負担		
生活サービス										
居室清掃 (一般居室にて生活する場合)	なし	あり	なし	あり		0	週1回30分程度を超える場 合 1,650円/2人・15分	週1回30分程度、保険給付+健康管理費で 実施しこれを超える場合は実費		
居室清掃 (介護居室にて生活する場合)	なし	あり	なし	あり				随時、保険給付+健康管理費で実施 (介護居室のみ) ※		
リネン交換	なし	あり	なし	あり		0	週2回以上で 1,870円/回	週1回まで保険給付+健康管理費で実施し 週2回目以降は実費 ※		
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		0	週4袋以上で 1,100円/袋	週3袋まで保険給付+健康管理費で実施し 週4袋目以降は実費 ※		
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で必要に応じ実施 ※		
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		0	実費負担	実費負担		
おやつ			なし	あり		0	108円/日	召し上がった分について		
理美容師による理美容サービス			なし	あり		0	実費負担	訪問理美容者への実費支払		
買い物代行(通常の利用区域)	なし	あり	なし	あり		0	週2回の施設の指定日以外 1,870円/(30分)	週2回(施設の指定日)まで保険給付+健康 管理費で実施し週3回目以降は実費		
買い物代行(上記以外の区域)	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分	実費負担		
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		0	935円/回	実費負担		
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり				原則実施しない		

	費で、実施するサービス		個別の利用料金で、実施するサービス			サービ		
			・ (利用者が全額負担)		包含 都度			備 考
	(利用者一部)	負担※1)			※ 2	※ 2	料金※3 (税込)	
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり				健康診断1回/年 人間ドック又は生活習慣病予防健診 1回/年 オプション検査及び一部医療機関で実施の 人間ドックは別途利用料有 ※6
健康相談	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で随時 ジャック ジャック ジャック ジャック ジャック ジャック かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で随時 > 3
服薬支援	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で必要に応じ実施
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり				保険給付+健康管理費で随時 保険給付+健康管理費で必要に応じ実施 保険給付+健康管理費で随時
入退院時・入院中のサービス								
(指定医療機関及び対応範囲の医療 機関※4)								
移送サービス	なし	あり	なし	あり				必要に応じ保険給付+健康管理費で実施 ;
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				必要に応じ保険給付+健康管理費で実施
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		0	週2回以上は、1,870円/ 30分+交通時実費※5	週1回まで保険給付+健康管理費で実施し 週2回目以降は実費
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり		0	週2回以上は、1,870円/ 30分+交通時実費※5	週1回まで保険給付+健康管理費で実施し 週2回目以降は実費
入退院時・入院中のサービス (※4以外の医療機関)								
移送サービス	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分+交通時実費 ※5	実費負担
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分	実費負担
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分+交通時実費 ※5	実費負担
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり		0	1,870円/30分+交通時実費 ※5	実費負担

- ※1 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。
- ※2 「あり」を記入した時は、各種サービスの費用が月額のサービス費用に包含される場合とサービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。
- ※3 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。
- ※4 指定医療機関:よしおかクリニック、宝塚病院、兵庫医科大学病院、

宝塚第一病院、池田病院(よしおかクリニックには入院設備はありません)

対応範囲の医療機関:宝塚市内またはサンシティ宝塚より半径10km以内および車で片道(一般道)30分以内

- ※5 交通費実費:公共交通機関の運賃、タクシー代、有料道路料金、駐車料金等。
 - (社用車で往復20km以上の移動を要する場合、ガソリン代として合計距離(km)に22円を乗じた額を頂戴いたします。)
- ※6 住友病院及び兵庫医科大学病院で実施の「人間ドック」については基本検査に一部自己負担が必要。オプション検査は全て実費負担必要

≪介護サービス等の一覧表≫

下記サービス内容および回数等は、標準的なものを記しています。実際に提供される介護サービスは、介護支援委員会にてご入居者の個別の介護状況を判定し、個人別にケアプランを策定したうえで、援助を実施いたします。ただし、一般居室で受けられる介護の範囲を超える介護サービスのご希望・ご必要のある場合には、前記の委員会の判定に従い、介護居室への住み替えをご検討いただきます(※1)。

	\	介言	雙 度	【自立①) (※ 2)]	介護	•	【要介護2】	~ 【要介護 5 】	
	サー	介護	を行う場所	一般居室		一時介護室 (場合によっ [*]	・ 介護居室 ては一般居室)	介護居室		
種類	ビスの		費用負サービス内容	健康管理費に 含まれるサービス	その都度徴収する サービス	健康管理費及び 介護保険給付対象に 含まれるサービス	その都度徴収する サービス	健康管理費及び 介護保険給付対象に 含まれるサービス	その都度徴収する サービス	
		居一	①昼間 9:00~17:00	_	_	必要に応じて	_	_	_	
	巡	室般	②夜間 17:00~9:00	_	-	必要に応じて	_	_	_	
	回	居介	③昼間 9:00~17:00	_	_	24時間体制	_	24時間体制	_	
		室護	④夜間 17:00~9:00	_	-	24時間体制	_	24時間体制	_	
	A	居一 室般	①居室への配下膳	-	¥550/ワゴン	必要に応じて	_	_	_	
	食事	介 護	②ダイニング での配下膳	_	_	毎食時	_	毎食時	_	
	,	居 室	③食事介助	_	_	必要に応じて	_	必要に応じて	_	
	排	介	①排泄介助	_	_	必要に応じて	_	随時	_	
	MII	護 居	②おむつ交換	_	_	必要に応じて	おむつが必要な場合は実費負	随時	おむつが必要な場合は実費負	
	泄	室	③おむつ代	_	_	_	担	-	担	
直		居一	①衣服の着脱	_	_	必要に応じて	_	_	_	
接	身	室般	②身だしなみ介助	_	_	必要に応じて	_	1	_	
介護サ	辺 の	介	③衣類の着脱	_	_	起床時、就寝前、及び汚れた 時に随時介助	_	起床時、就寝前、及び汚れた 時に随時介助	_	
ĺ	介品	護 居	④身だしなみ介助	_	-	起床後	_	起床後	_	
ビス	助	室	⑤体位変換	_	-	必要に応じて	-	必要に応じて	_	
			⑥居室からの移動	_	_	必要に応じて食事等に付添い	_	必要に応じて食事等に付添い	_	
			①清 拭	_	_		左記を超える場合 ¥770/回(20分)	状態に応じて入浴可能な場合	左記を超える場合 ¥770/回(20分)	
	入	浴等	②一般浴介助	_	_	状態に応じて入浴可能な場合 は入浴介助、あるいは清拭を 週に3回まで実施	左記を超える場合 ¥1,210/回(20分)		左記を超える場合 ¥1,210/回(20分)	
			③特浴介助	_	_		左記を超える場合 ¥1,210/回(20分)		左記を超える場合 ¥1,210/回(20分)	
	(指定	の介助 Eおよび 範囲内の	①付添い、受診手続	_	 医療機関に係わらず ¥1,870/30分	必要に応じて	指定および対応範囲内の医療 機関 (※6) 以外は¥1,870/	必要に応じて	指定および対応範囲内の医療 機関 (※6) 以外は¥1,870/	
	医療	機関) ※6)	②送 迎		+交通費実費(※7)	必要に応じて	30分+交通費実費(※7)		30分+交通費実費(※7)	
!	緊急対応・緊急コール		冬急コール	その都度及び生活安全セン サー作動時、安否確認	_	その都度及び生活安全セン サー作動時、安否確認	_	その都度及び緊急コール作動 時、安否確認	_	
7	機能	訓練		_	_	個別の状況に応じて	_	個別の状況に応じて	_	

(別添3)

			①居室清掃	-	¥1,650/2人・15分	週1回30分程度	左記を超える場合 ¥1,650/2人・15分	-	_
間埣	民	般居	②洗濯サービス (※4)	_	¥1,100/袋	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,100/袋	_	_
接介護	居室内	室	③リネン交換	_	_	週1回まで	左記を超える場合 ¥1,870/回	週1回まで	左記を超える場合 ¥1,870/回
サー	の家事	介	④居室清掃	_	_	随時	_	随時	_
ビス	尹	護 居	⑤洗濯サービス (※4)	_	_	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,100/袋	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,100/袋
家事		室	⑥リネン交換	-	_	随時	_	随時	_
支援)			①指定店舗への買物	I	¥1,870/回(施設の指定日) ¥1,870/30分(指定日以外)	週2回 (指定日)	¥1,870/30分 (指定日以外)	週2回 (指定日)	¥1,870/30分 (指定日以外)
	代	行	②指定外の店舗への 買物	_	¥1,870/30分+交通費実費 (※7)	_	¥1,870/30分+交通費実費 (※7)	_	¥1,870/30分+交通費実費 (※7)
			③所定の役所手続き	_	¥935/15分	_	¥935/15分	_	¥935/15分
			①健康診断 (※5)	人間ドックまたは生活習慣病 予防検診 1回/年 健康診断 1回/年	_	人間ドックまたは生活習慣病 予防検診 1回/年 健康診断 1回/年	_	人間ドックまたは生活習慣病 予防検診 1回/年 健康診断 1回/年	-
	健康管 サート		②健康相談	随時	_	随時	_	随時	
			③生活相談	随時	_	随時	_	随時	_
			④医師の往診	_	実費 (保険診療)	_	実費 (保険診療)	_	実費 (保険診療)
			①医療費	_	実費 (保険診療)	_	実費 (保険診療)	_	実費 (保険診療)
7.5	1000世	、入院	②付添い・入院手続	_		必要に応じて	指定および対応範囲内の医療 機関(※6)以外は	必要に応じて	指定および対応範囲内の医療 機関(※6)以外は
中	のサー	、 ービス こび対応	③送 迎	_	医療機関に係わらず	必要に応じて	¥1,870/30分+交通費実費 (※7)	必要に応じて	¥1,870/30分+交通費実費 (※7)
範	範囲内の医療 関) (※6)	医療機	④お見舞い (※8)	-	¥1,870/30分 +交通費実費(※7)	週1回	左記を超える場合、または指定および対応範囲内の医療機関(※6)以外は ¥1,870/30分+交通費実費 (※7)	週1回	左記を超える場合、または指 定および対応範囲内の医療機 関(※6)以外は ¥1,870/30分+交通費実費 (※7)
	7 00 1.	<u> </u>	①レクリエーション	_	_	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費
	その化 サート		②クラブ活動	-	_	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費
			③理美容	ı	実費	_	実費	_	実費

* 料金は税込表示です

- ※1 介護支援委員会、居室の住み替えについての詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。
- ※2 自立①の定義: 日常生活動作について自立した生活のできるご入居者
- ※3 自立②の定義: 風邪などの比較的軽い一時的な疾病のある方、術後の療養の必要な方、急病の方や、公的介護保険の要支援・要介護の認定は受けていないが加齢等により一時的に日常生活に援助が必要な状態となり介護支援委員会において介護サービスが必要と判定されたご入居者
- ※4 洗濯サービス: 下着(下着に類するTシャツ含む)・寝巻き・靴下など色落ちしない水洗い可能なもので、高温乾燥及び漂白に耐えうる素材に限ります。 なお、それ以外の衣類(洗濯サービスでは扱えない衣類:家庭用洗濯機、乾燥機にかけられない品やドライクリーニングなどが必要な特殊素材)や ご希望のもの(革・絹・毛製品など)については、別途実費負担となります。洗濯サービスはノーアイロンです。アイロン仕上げをご希望の場合は別途実費にて承ります。
- ※5 人間ドック実施医療機関:住友病院(一部自己負担金有り)、兵庫医科大学病院(一部自己負担金有り) 生活習慣病予防検診実施医療機関:兵庫県予防医学協会(検診車)健康診断実施医療機関:兵庫県予防医学協会(検診車)
- ※6 指定医療機関:よしおかクリニック、宝塚病院、兵庫医科大学病院、宝塚第一病院、池田病院 (よしおかクリニックには入院設備はありません)
 - 対応範囲の医療機関:宝塚市内またはサンシティ宝塚より半径10km以内および車で片道(一般道)30分以内
- ※7 交通費実費:公共交通機関の運賃、タクシー代、有料道路料金、駐車料金等
 - なお、社用車で往復20km以上の移動を要する場合、ガソリン代として合計距離(km)に22円を乗じた額を頂戴いたします。
- ※8 お見舞い訪問時に洗濯サービス(※4)、指定店舗への買物承り・お届け、郵便物のお届け、必要に応じて医療機関との情報交換等を行います。

(別添4) 介護保険サービスの自己負担額

X	分	介護給付費の単位	30日分の目安	代理受領時の 自己負担分(1割負担)	代理受領時の 自己負担分(2割負担)	代理受領時の 自己負担分(3割負担)		
要支	で援1	182単位/日	58, 312円	5,832円/月	11,663円/月	17,494円/月		
要支	で援2	311単位/日	99,644円	9,965円/月	19,929円/月	29,894円/月		
要介	`護1	538単位/日	172, 375円	17,238円/月	34,475円/月	51,713円/月		
要介	`護2	604単位/日	193, 521円	19,353円/月	38,705円/月	58,057円/月		
要介	`護3	674単位/日	215,949円	21,595円/月	43,190円/月	64,785円/月		
要介	`護4	738単位/日	236, 455円	23,646円/月	47,291円/月	70,937円/月		
要介	`護5	807単位/日	258, 562円	25,857円/月	51,713円/月	77,569円/月		
個別機能訓練加算	(I)	12単位/日	3,844円	385円/月	769円/月	1,154円/月		
四別城形训练和异	(Π)	20単位/月	213円	22円/月	43円/月	64円/月		
ADL等維持加算	(I)	30単位/月	320円	32円/月	64円/月	96円/月		
ADL守祉行加异	(Π)	60単位/月	640円	64円/月	128円/月	192円/月		
夜間看護	体制加算	10単位/日	3,204円	321円/月	641円/月	962円/月		
医療機関	連携加算	80単位/月	854円	86円/月	171円/月	257円/月		
	時連携加算	30単位/日	9,612円	962円/月	1,923円/月	2,884円/月		
科学的介護技	推進体制加算	40単位/月	427円	43円/月	86円/月	129円/月		
	(死亡日以前31~45日)	572単位/日						
 看取り介護加算(Ⅱ)	(死亡日以前4~30日)	644単位/日	6,108円~321,553円	611□~32 156□	1 222円~64 311円	1 833円∼96 466円		
有以 ケ 川 曖 川 升 (Ⅱ)	(死亡日の前日及び前々日)	1,180単位/日	0,100 1 021,000 1	011 1 02, 100 1	1, 222 1 04, 011 1	1,000[1 00,400[1		
	(死亡日)	1,780単位/日						
サービス提供体制		22単位/日	7,048円		1,410円/月	2,115円/月		
介護職員処遇改		上記介護給付費総単位数の8.2%						
介護職員等特定処	遇改善加算(I)	上記介護給付費総単位数の1.8%						

入居一時金の「算定根拠」について

サンシティ宝塚では家賃相当額について入居一時金方式を採用しております。 この入居一時金は、厚生労働省が老人福祉法第29条第7項の規定に定める「終身にわたって 受領すべき家賃相当額の全部または一部を前払金として一括して受領するもの」で、 その算定の基礎について、次の考え方に従っています。

> 入居一時金= 1ヵ月の家賃相当額×想定居住期間(月数) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)

上記のうち「想定居住期間(月数)」と「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額」(以下、「想定居住期間等」といいます。)の具体的な算定方法は、厚生労働省が事務連絡(H24.3.16)で示した試算モデル等によります。

※算定にあたって、「想定居住期間」については、入居している又は入居することが 想定される高齢者(母集団)の入居後の各年経過時点での居住継続率をもとに、全体の 居住継続率が概ね 50% となるまでの期間を考慮して設定しています。

【 1. 入居一時金の設定 】

- ②まず、当施設の入居時年齢を70歳~80歳と見込み、上記の厚生労働省試算モデル (簡易生命表を用いたもの)に従い、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した 試算モデルを使用して、男女別かつ年齢別の想定居住期間(償却期間)等を算出しました。
- ◎この算出結果に家賃の前払金の保全措置を講ずべき額、事業費、建物の賃借料の 条件を付加した結果、次のようになりました。

【平均想定居住期間 15年 】 【想定居住期間を超える費用の入居一時金総額に対する割合 15%】

サンシティ宝塚ではこの結果に基づき、例えば1ヵ月当たりの家賃相当額18.4万円(最多価格帯・ 千円未満切り捨て)について、以下の設定を行っています

○入居一時金の額3,900万円(内訳)

- ・非返還額 総額の15%・・・・・585万円 (入居日の翌日から起算して3カ月を超えた場合は返還しない費用)
- ・返還対象額 総額の85%・・・・・3,315万円 (想定居住期間内に契約が終了した場合、契約終了日から想定居住期間満了日までの分を返金します。)

○1ヵ月当たりの家賃相当額は、開業前経費や建物賃料、管理事務費等を基礎として算定しています ○なお、入居一時金には、対価性のない権利金等は含まれていません。